

令和８年度兵庫県障害者委託訓練事業に係る企画提案募集要領

Ⅰ 総則

委託訓練事業に係る企画提案の募集については、障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施要領（以下「委託訓練実施要領」という。）によるほか、この要領に定める。

2 業務の目的及び内容

- (1)実施する全ての訓練において、訓練受講者全員が就職できるようになることを目的とする。
- (2)訓練の実施の内容は、別添仕様書のとおりとする。

3 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 兵庫県から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 県域内に事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 県域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 社会保険（労働保険、厚生年金保険、健康保険）の未加入及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（申請日現在において、直近 2 年間の保険料の未納がないこと。）
- (8) 教育訓練機関のこれまでの入校実績を鑑み、安定した事業運営が可能と認められること。
- (9) 事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、教育訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態であること。具体的には、仕様書に定める要件を全て満たしていること。
- (10) 教育訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する講師が講座を適正に運営するために十分確保されていること。具体的には、仕様書に定める要件を全て満たしていること。
- (11) 実施しようとする教育訓練の目的・目標、カリキュラム内容、実施時間、実施場所等が、求職者の職業能力の開発及び向上に資する教育訓練であつて、真に就業に必要な教育訓練と認められるとともに、適切な実施及び受講が可能なこと。具体的には、仕様書に定める要件を全て満たしていること。
- (12) 次のいずれの事項にも該当しない者であること。
 - ①教材等の著作権法違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となった者であつて、当該事実が判明した日から 3 年を経過していない者
 - ②税法違反等、公序良俗に違反し、社会通年上、委託先機関とすることが相応しくないと兵庫県立障害者高等技術専門学院長（以下「校長」という。）が判断した者
 - ③本県及び他自治体で実施した委託訓練事業（離職者等再就職訓練事業を含む）において、偽りその他不正な行為を行い、または受けようとしたことが明らかとなり、当該不正行為に対する処分がなされた者であつて、関係機関において不正行為に係る処分を通知した日から 3 年を経過していない者
 - ④兵庫県立障害者高等技術専門学院（以下「校」という。）と締結した委託契約において不正が発覚した者については、不正行為に係る処分を通知した日から 3 年を経過していない

者

- ⑤ これまでの委託訓練事業において、校からの指示に従わなかった者
- ⑥ その他公共職業訓練の委託先として明らかに適正を欠くと校長が判断した者
- (13) 教育訓練を実施するにあたって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利、利益を侵害することがないような管理・運営を行うことができる機関であること。
- (14) 事業実施にあたり法令等の規定による官公署の免許、許可、認可、指定等が必要な場合は、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。（介護職員初任者研修については、指定申請予定の場合でも応募可とする。ただし、兵庫県内で介護員研修事業者の指定を含め、介護員養成研修（介護職員初任者研修養成課程）に係る教育訓練を提案する月に開講できるものであること。）

4 企画提案に係る提出書類、提出部数及び提出期限等

(1) 提出書類及び提出部数

企画提案書として提出が必要な書類の種類及び提出部数は、仕様書のとおりとする。

(2) 提出期限等

① 提出期限

一次提出：令和8年8月24日（月）17時まで

最終提出：令和8年8月31日（月）17時まで

② 企画提案書の提出先

兵庫県立障害者高等技術専門学院 委託訓練事務室

〒651-2134 神戸市西区曙町 1070

電話番号 078-927-1551

③ 提出方法

事前連絡の上、直接提出（持参）とする。

※郵送も可とするが、その場合は、封筒に「委託訓練事業企画提案書在中」と表記し、書留郵便等配達記録が残るように郵送すること。（上記①の提出期限に必着すること。）

④ 提出にあたっての留意事項

ア 仕様書に基づき企画提案書を作成・提出すること。

イ 企画提案書は、真に実施可能な訓練コースの数を踏まえて提出すること。

ウ 受付時間は、平日の10時から17時までとする。

エ 提出された企画提案書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消を行うことはできない。また、返還も行わない。

オ 提出された企画提案書は、提出者に無断で使用しない。

カ 虚偽の記載をした企画提案書は、無効とする。

キ 必要に応じ記載内容を証明する書類の提出を求めることがある。

ク 前記(1)に示す全ての書類が提出されない場合は、審査の対象としない。

ケ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

5 評価の実施

- (1) 提出された企画提案書の内容等を確認するため、後記(2)の評価を行う前に、校職員による実態調査を行う場合がある。
- (2) 校内に設置する職業訓練委託業務審査会により、提出された企画提案書について、訓練環境、訓練内容、就職支援環境、訓練実施時期及び訓練実施場所等により総合的な評価を行い、競争

性・透明性に配慮して提案の内容・事業の実施能力等を評価・採点し、審議の上選定する。

(3) 評価結果は、企画提案書提出者に遅滞なく通知する。(令和8年9月以降に順次(予定))

(4) 採択事業者名及び訓練コース名については、校ホームページで公開する。

6 審査基準

審査は、次の項目に基づいて行う。

<知識・技能習得訓練コース>

審査項目	主な審査内容	配点
①訓練環境	☐ 教室設備等 ☐ 教室所在地等(交通の利便性等)	33点
②訓練内容	☐ 求人ニーズを踏まえた提案内容か ☐ カリキュラムの内容・指導方針等	28点
③就職支援	☐ 就職支援の内容 ☐ 就職実績(直近3年以内)	18点
④実績・体制	☐ クレームの対応状況	10点
⑤経費・その他	☐ 経費節減を意識した見積金額であるか	11点
合計(①+②+③+④+⑤)		100点

<e-ラーニングコース>

審査項目	主な審査内容	配点
①訓練環境	☐ スクーリング等の指導計画を有しているか ☐ 質問方法および対応の手段は複数あるか	20点
②訓練内容	☐ 求人ニーズを踏まえた提案内容か ☐ カリキュラムの内容・指導方針等	29点
③就職支援	☐ 就職支援の内容 ☐ 就職実績(直近3年以内)	18点
④実績・体制	☐ クレームの対応状況	20点
⑤経費・その他	☐ 経費節減を意識した見積金額であるか	13点
合計(①+②+③+④+⑤)		100点

7 契約

(1) 本企画提案募集は、契約候補として採択するものであり、訓練実施年度の兵庫県予算成立及び国と県との委託契約をもって正式な決定となるため、県の予算が成立しない場合や、国と県との委託契約が締結できない場合は、契約候補として採択された場合でも契約できない場合がある。

(2) 訓練実施年度4月以降に随時、契約候補者と協議の上契約を締結する。この際、訓練実施年度における委託訓練実施要領の確定等に伴い、採択された企画提案の内容、金額等について変更が生じる場合がある。

(3) 契約に当たり、契約候補者が暴力団もしくは暴力団員の統制する下にある者等の統制下にない者であること及び最低賃金額以上の賃金支払いをはじめ労働関係法令を遵守し、業務に関わ

る労働者の適正な労働条件を確保することについて、誓約する書類の提出を求める。（契約額が200万円未満の場合を除く。）

(4) 契約締結日までに、契約候補者が、前記「3 参加資格」に定める資格がなくなった場合は、契約を締結しないことがあり、また、契約締結後にあっては、契約を解除することがある。

(5) 選考に当たり、応募者数が企画提案書に記載された最少開講可能人数を下回った場合は契約を締結しないことがある。

また、選考を行った結果、合格者数が最少開講可能人数を下回った場合、訓練を中止することがある。

ただし、開講を決定した後に辞退等の理由により最少開講可能人数を下回った場合にあっては、原則として訓練を実施すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者（以下、「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、兵庫県立障害者高等技術専門学院（以下、「甲」という。）の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、乙の事務所内事務室において行うものとし〔又は「契約書において定めた場所で行うものとし」〕、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は委託事務の一部を第三者（乙の子会社を含む。）に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

- 3 乙は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。
なお、4次委託等以降も同様とする。
- 4 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 5 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 6 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
(資料等の返還等)
- 第12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
(立入調査)
- 第13 甲は、乙及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。
(遵守状況の報告)
- 第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。
- 2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに対応しなければならない。
(事故発生時における報告)
- 第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。
(契約の解除)
- 第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。
(損害賠償)
- 第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

適正な労働条件の確保に関する特記事項

(基本的事項)

第1 受託者（以下、「乙」という。）は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

- (1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを兵庫県立障害者高等技術専門学院（以下、「甲」という。）に提出しなければならない。
- 3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。
 - (1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

- 2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。
- 3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しな

ればならない。

6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）

(損害賠償)

第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表 (第1 関係)

労働関係法令

- (1) 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働組合法 (昭和 24 年法律第 174 号)
- (3) 最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号)
- (4) 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (昭和 47 年法律第 113 号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和 60 年法律第 88 号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成 5 年法律第 76 号)
- (8) 労働契約法 (平成 19 年法律第 128 号)
- (9) 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号)
- (10) 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号)
- (11) 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和 44 年法律第 84 号)